

『緊急小口資金特例貸付』の申込書類

新型コロナウイルスの影響を受けて減収となった世帯向けの貸付制度です。
世帯が異なる場合であっても、一緒に暮らす全ての方を一つの世帯としています。

■申し込みについて

一緒に暮らす方の中に『緊急小口資金特例貸付』を借りたことがある方がいる場合は、申し込むことができません。

下に記載する書類は基本的な書類です。申込む方の状況により、審査の途中で下に記載しない書類を提出していただくことがあります。

1	・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書	★記入用指定様式 ★書き方の見本あり
2	・生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）	
3	・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書	
4	・収入の減少に関する申立書	
5	・住民票 ※世帯主・続柄・筆頭者・本籍地が記載されており、3か月以内に発行された原本。別世帯の方と一緒に暮らしている場合は、別世帯の世帯主・続柄・筆頭者・本籍地が記載されている3か月以内に発行された原本も必要です。	
6	・在留カード（表裏両面の写）	
7	・自動車運転免許証（表裏両面の写） ・健康保険証（表裏両面の写） ・その他上記に該当するもの ※いずれか一つ。 ※「その他上記に該当するもの」を選択される場合は、申込前にご相談ください。	
8	・減収等を確認できる書類 ※減収前後の給料明細、売上表、月次決算書など	
9	・通帳の写し① ※申込人名義の通帳 ※貸付が決定した場合の貸付金振込先	表紙と表紙の裏面
10	・通帳の写し② ※申込人名義で収入のある通帳 ※直近の取引が記帳され、給与等の収入や支出がわかるもの	表紙と表紙の裏面、 3ヶ月分程度の取引が分かるページ
11	・口座振替依頼書（複写書類のため窓口でお渡しします。申込窓口までお問い合わせください。） ※岐阜県内に本店のある銀行の場合は、銀行窓口にて照合確認印を押してもらう必要があります。（例：十六銀行・大垣共立銀行・岐阜信用金庫・大垣西濃信用金庫・関信用金庫・八幡信用金庫・東濃信用金庫・高山信用金庫）その他の銀行、ゆうちょ銀行は手続きの必要はありません。	

■申込可能金額

下記に該当する世帯は20万円以内（下記に該当しない場合は10万円以内）

ア	世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
イ	世帯員に要介護者がいるとき
ウ	世帯員が4人以上いるとき
エ	世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
オ	世帯員に風症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
カ	世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活ひ要する費用が不足するとき。
キ	上記以外で休業等による収入の減少等で生活費の貸付が必要な場合

緊急小口資金特例貸付 (書き方見本)

- ・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書
- ・生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）
- ・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書
- ・収入の減少に関する申立書

緊急小口資金特例貸付借入申込書

見 本

社会福祉法人
岐阜県社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。
○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
○貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
○私は現在、生活保護を受給していません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません		署名	土岐 太郎		※太枠内をご記入ください。						
記入年月日		令和 2 年 6 月 2 日			支店/受付番号						
申込金額		20 万円		据置期間	ア 12 か月 (12 か月以内) イ. その他 () か月		償還期間	ア 24 か月 (24 か月以内) イ. その他 () か月		償還方法	☒ 月賦 ☐ 一括
借入申込者	氏名	トキ タロウ 土岐 太郎			印	性別	☒ 男 ☐ 女	生年月日	大正 昭和 平成 37 年 5 月 1 日 (満 58 歳)		
	現住所	(〒 509 - 5192) 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1234-1 コーポ土岐103号室									
	勤務先名称 または職業	株式会社 土岐			勤務先等住所	自宅電話 0572 (54) 1234 携帯電話 080 (1234) 5678 岐阜県土岐市土岐津町土岐口9876-5 電話 0572 (54) 2345					
借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日		勤務先・学校名		特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)			
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R				ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
	2 土岐 花子	夫・妻・子・父・母・その他	50	T・S・H・R 42 年 4 月 1 日		株式会社 ききょう		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
	3 土岐 健太	夫・妻・子・父・母・その他	9	T・S・H・R 23 年 3 月 5 日		土岐津小学校		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
	4 土岐 桃子	夫・妻・子・父・母・その他	4	T・S・H・R 28 年 4 月 27 日		土岐津保育園		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
その他 名											
口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関	東濃信用金庫		支店名	土岐津支店		預金種別	☒ 普通・ ☐ 当座			
	口座番号	54321		口座名義人(カタカナ)	トキ タロウ						
借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☒ 今後10万円を超える資金需要があるため										
本特例貸付の利用実績; ☒ ア.今回が初めての借入 ☐ イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借入金額 万円)											
外国籍の方で在留期間が1年以内の方; ☐ 在留期間が延長の予定											

※窓口記入例 : ☐ 市区町村社協

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を以下のとおり設置しております。

(1) 岐阜県社会福祉協議会の苦情受付窓口 岐阜県社会福祉協議会 生活支援部 電話 058-273-1111 内線 2513

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 058-278-5136

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができません。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
(2) 改名・改姓したとき。
(3) 死亡、または所在不明になったとき。
(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2 年 6 月 2 日

借受人

住所 土岐市土岐津町土岐口 1234-1 コーポ土岐 103 号室

氏名 土岐 太郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

記入しないでください。

借 用 金 額

万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついでに、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会会長
(借受人)

住民票と同じように住所を記入してください。

住 所	岐阜県土岐市土岐津町土岐口 1234 番地の 1 コーポ土岐 103 号室		
氏 名	土岐 太郎	印	
生年月日	大正 昭和 平成	37 年	5 月 1 日生

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	<u>12</u> か月（最大 12 か月）	
	償還期間	<u>24</u> か月（最大 24 か月）	
	償還方法	☒ 月賦償還 ☐ 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還方法をご記入ください。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号
				市区町村社協

この欄は担当職員が記入します。

収入の減少状況に関する申立書

見 本

岐阜県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	株式会社 土岐
勤務先所在地	〒 509 - 5122 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 9876-5 TEL 0572 (54) 2345
減少前の収入	令和 2 年 3 月時の月額所得（手取り）は、約 18 万円でした。
減少後の収入	令和 2 年 4 月時の月額所得（手取り）は、約 9 万円でした。
減少の理由	勤務日数が減ったことにより、給料が減少しました。

令和 2 年 6 月 2 日

（借入申込者） 住 所 土岐市土岐津町土岐口 1234-1
コーポ土岐 103 号室

氏 名 土岐 太郎 (印)

緊急小口資金特例貸付 (様 式)

- ・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書
- ・生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）
- ・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書
- ・収入の減少に関する申立書
- ・上記は指定の申込様式です。この他に、申込希望される方に用意していただく書類や申込窓口でお渡しする書類がありますのでご注意ください。

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
岐阜県社会福祉協議会 会長 殿

- 申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
 - 貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
 - 私は現在、生活保護を受給していません。
 - 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
 - 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
 - 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
 - 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
 - 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
 - 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません		署名											※太枠内をご記入ください。		
記入年月日		令和 年 月 日		支店/受付番号											
申込金額		万円		据置期間 (12か月以内)		ア.12か月 イ.その他()か月		償還期間 (24か月以内)		ア.24か月 イ.その他()か月		償還方法		☐ 月賦 ☐ 一括	
借入申込者	氏名					印	性別	☐ 男 ☐ 女		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日		(満 歳)		
	現住所	(〒 -)										自宅電話 ()		携帯電話 ()	
	勤務先名称 または職業					勤務先等住所				電話 ()					
借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日		勤務先・学校名		特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)							
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R				ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主							
	2	夫・妻・子・父・ 母・その他		T ・ S ・ H ・ R 年 月 日				ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主							
	3	夫・妻・子・父・ 母・その他		T ・ S ・ H ・ R 年 月 日				ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主							
	4	夫・妻・子・父・ 母・その他		T ・ S ・ H ・ R 年 月 日				ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主							
その他 名															
口座振込の場合 貸付金 振込先		金融機関				支店名				預金種別		☐ 普通 ・ ☐ 当座			
		口座番号				口座名義人(カタカナ)									
借入理由 ※感染拡大等 による影響の 内容を記入		新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☐ 今後10万円を超える資金需要があるため													
本特例貸付の利用実績； ☐ ア.今回が初めての借入 ☐ イ.すでに借入したことがある(受付日： / 借入金額 万円)															
外国籍の方で在留期間が1年以内の方； ☐ 在留期間が延長の予定															

※窓口記入例： ☒ 市区町村社協

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を以下のとおり設置しております。

(1) 岐阜県社会福祉協議会の苦情受付窓口 岐阜県社会福祉協議会 生活支援部 電話 058-273-1111 内線 2513

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 058-278-5136

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができません。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名 印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

岐阜県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和 年 月 日

(借入申込者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

緊急小口資金特例貸付
借 用 書

借 用 金 額	万円
---------	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 年 月 日生 昭和 年 月 日生 平成 年 月 日生

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	か月（最大 12 か月）
	償還期間	か月（最大 24 か月）
	償還方法	☐ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	